

# 令和 7 年 第 3 回 筑紫野市 農業委員会 総会

## 議事録

令和 7 年 3 月 7 日  
筑紫野市役所 505 会議室

- 1 開会日時及び場所 令和7年3月7日 午後3時00分  
筑紫野市役所（505会議室）
- 2 閉会日時 令和7年3月7日 午後3時45分
- 3 委員氏名
- (1) 出席者
- 農業委員  
石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、天本京子、  
萩尾博道、高山スミ子、八尋雄二、神崎光成
- 農地利用最適化推進委員  
山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、  
澤田隆茂、大野正博、岡部清光
- (2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）
- 4 議事に参与したもの
- 事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 松永 崇臣  
事務局農地担当係長 黒屋 和孝  
事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢
- 5 会議に付した事項
- 農地
- |     |     |                               |
|-----|-----|-------------------------------|
| 報告第 | 9号  | 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について |
| 報告第 | 10号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について |
| 議案第 | 5号  | 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について   |
| 議案第 | 6号  | 非農地証明願について                    |
| 議案第 | 7号  | 非農地判断について                     |
- 農政
- |     |    |  |
|-----|----|--|
| 議案第 | 5号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について                          |
| 議案第 | 6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく<br>農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会について |
| 議案第 | 7号 | 筑紫野市地域農業経営基盤強化促進計画の案の策定に伴う意見聴取<br>について               |

## 令和7年第3回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：では皆さん、よろしいですか。おそろいになられましたので、始めていきたいと思いま  
すので、よろしくお願ひします。時間はちょっと早うございますが、よろしくお願ひします。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、  
ただいまから令和7年第3回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、5番委員の中山委員さん、7番委員  
の高山委員さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をよろしくお願ひいたします。

それでは、早速1ページをお開けください。

農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第9号、議案書のとおり、農地の権利移動（届出）が2件あります。事務局より説明をお  
願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外3筆。地目、地積に関しまし  
ては、田6,006平米、畑890平米、合計が6,896平米。届出の事由は相続。あっせんの希望は、な  
しでございました。

番号2、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しまし  
ては、田1,775平米、畑571平米、合計2,346平米。届出事由は相続。あっせん希望につきまして  
は、なしでございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、お願ひいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第10号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、  
外1筆。地目、地積に関しましては、畠1,336平米、合計1,336平米。届出内容は、転用目的が宅  
地分譲。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は、令和7年2月20日から令和7年

6月30日までとなっています。受付月日は令和7年1月30日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

では、本件について質疑のある方、お願ひいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

議案第5号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

郵送しました議案が今お手元にあると思いますが、1番については譲渡人である方がお亡くなりになられましたので取下げとなりました。それで、別紙で机の上に置いてあった分にあると思いますが、当日差替分というのを入れていただきたいと思います。本日、議事の議案書を差し替えをさせていただきますので、差し替え後の番号については番号が上に上がりまして1番となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1番につきまして、地区担当委員であります□□委員さん、よろしくお願ひいたします。

○委員：1番の御説明をさせていただきます。

譲受人住所氏名、太宰府市□□、□□。譲渡人住所氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、外1筆。地積平米数は、田3,421、合計3,421平米。異動内容、申請理由、相手方要望。契約内容、売買。以上です。

譲渡人の□□さんといわれる方が、長い間相続人が決まらずに、農地は、放棄状態じゃないけど草を切って管理する状態です。もう長い間水田としての活用をされておりませんでした。今度、譲受人の□□さんといわれる方が、農機具も備えてありますし、家族で農地を購入して水田をつくりたいという要望で、今回売買の申請が上がっております。

位置図につきましては、6ページをお開きいただきますと、□□沿いの□□に□□というお食事をするところがありますけれども、□□のちょうど向かい側の山家のほうに向かって右側の用地になります。

字図につきましては、ここは2筆あるんですけれども、そこを購入して水田をつくりたいという希望で申請を出されておりますので、御審議をお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、1番について、事務局より補足がありましたらお願ひします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はよろしくお願ひいたします。

どうぞ。

○委員：□□さんというのは今度初めて農家になられるんですか。

○委員：いえ、農地は持っていますけれども、期間借地で麦か何かを作つてある方に貸してありましたけれども、今度農機具は持っていますので、水田をつくりたいという要望でまた今度申請されておりますけれど。

○委員：では、農地は持つてあって。

○委員：はい。

○委員：それは取りあえずは耕作はしていないけど。

○委員：はい。

○委員：貸してあるという感じですね。

○委員：はい、そうです。

○委員：だからこのゼロ平米なんですね。

○委員：はい。

○委員：分かりました。大丈夫です。

○議長：ほかにございませんか。よろしいですかね。

(なし)

○議長：質問は終わりましたようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、8ページをお開けください。

議案第6号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります5番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：申請人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畠2,305平米。当該地は昭和50年より耕作放棄地となっている。現況は山林となっているということで、これは何ができるかというと、砂防ダムの予定があるということで、次の9ページに地図がありますけども、これ、地図を見ますと、下のちょうど250メートル、1:5,000とか書いてありますが、ここすぐ上、ここは下の渦巻いたところ、ここは□□の□□にちょうど当たるところですね。今赤で四角く囲ってある横に道がありますけども、これが自然歩道で一応登山客が登るようなところですけども、

もうここは昭和50年といったらその頃でしょうけど、植林でもうここ一帯が山になってしまっておりますので、機械も入るようなところではございません。一応今回砂防ダムができるということで、こういうふうな申請が出ています。

以上です。

○議長：それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：今□□委員のほうから説明がありましたように、ここは直接現地のほうに入れるわけではなくて、林道沿いにある土地でございます。一応、県の治山事業で今回地目変更するということで、非農地証明が出ているということでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見等のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

11ページです。

議案第7号、非農地判断に関する件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局：昨年、令和6年の10月に行いました農地パトロールで非農地と判断した農地所有者に対して通知文書を送付しました。その結果をまとめたものが12ページにある一覧表でございます。農業委員会として非農地判断した農地の同意をするかどうか状況をまとめたものになるんですけども、上から、同意する、同意しない、それから回答なし、それから郵送物返送という四つに分けて取りまとめております。本日、審議結果で了承されましたら、一番上の同意すると回答があったものに対して、農地所有者が地目変更の登記ができるように、非農地通知書というものを送付する流れになっております。また、同意しない以下につきましては、原則、令和7年度以降の農地パトロールからは外しますけれども、事務局としては通知文書等を送付しながら農地利用の意向を継続して確認してまいりたいというふうに考えております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、よろしくお願いします。

その地区地区で見ていただいた中で、もうこれは非農地にせざるを得ないだろうというふうに判断をしていただいた分でございますので。ただ、回答がなかなか返ってこなかつたりいろいろ

あっておりますので、今後の中でまた対策は取ってまいります。ようございますか。

(なし)

○議長：それでは採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、15ページをお開けください。

続いて、農政議案に移ります。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者よりの説明をお願いいたします。

○農政担当：それでは、読み上げて説明させていただきます。

番号7-03-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、福岡市南区□□。借受人氏名、□□、□□。借受人住所、福岡市中央区□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,633平方メートル。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和7年6月11日。終了の時期、令和8年6月10日。期間、1年。10アール当たりの賃借料、玄米75キログラム。備考、更新、中間管理機構。

以降につきましてはお読み取りいただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、21ページを御覧ください。合計につきましては、まず件数が、更新19件、新規が10件、合計29件。筆数につきましては、更新57筆、新規18筆、合計75筆。面積の合計は10万5,577平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する御意見等のある方はお願ひいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することにいたします。

それでは、22ページをお開けください。

議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会の件を議題といたします。農政担当者よりの説明をお願いいたします。

○農政担当：こちらも読み上げて説明させていただきます。

番号7-03-001、貸付者氏名、□□、□□。貸付者住所、福岡市中央区□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,633平方メートル。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和7年6月11日。終了の時期、令和8年6月10日。期間、1年。10アール当たりの賃借料、玄米75キログラム。備考、更新、中間管理機構。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

こちらもページをめくっていただきまして、27ページを御覧ください。こちらの合計につきましては、まず件数が、更新19件、新規3件、合計22件。筆数につきましては、更新が58筆、新規3筆、合計60筆。面積の合計としましては、8万2,690平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する御意見等のある方、お願ひいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本件について意見なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、最後28ページをお開けください。

議案第7号、筑紫野市地域農業経営基盤強化促進計画の案の策定に伴う意見聴取に関する件を議題といたします。農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：皆さん、こんにちは。農政課農政担当の□□と申します。よろしくお願ひします。

議案第7号、筑紫野市地域農業経営基盤強化促進計画の案の策定に伴う意見聴取についてです。筑紫野市地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画についてですが、今回、9地区の公表に向けて手続を進める上で、農業委員会への意見聴取が必要となるため、今回諮らせていたくものです。

それでは、本日配付した資料と事前に配付しております資料を使って御説明いたします。

まずは、地域計画案に係る意見等についてのページをめくっていただきまして、地域計画の策定スケジュールを御覧ください。こちらの一番下の公表手続きというところを御覧ください。今

現在はJA筑紫と農地中間管理機構及び今回の市農業委員会の意見聴取を行った後、3月31日の公表に向けて準備を進めているところです。今回は、地域計画の目標地図が作成できました平等寺地区、山口地区、柚須原地区、香園地区、本道寺地区、大石地区、山家地区は5区から9区の間ですけれども、と天山地区、牛島地区の主に中山間地区でございますが、合計9地区につきまして、2月の7日から21日にかけまして縦覧を行いました。この期間に縦覧した方は1名おりましたけれども、意見書の提出はございませんでした。

次のページのこちらのほう、協議スケジュールを御覧ください。今回意見聴取する地区につきましては、右端の縦覧というところに黒丸をついている地区に当たります。ほかの地区的進捗状況ですが、現在協議及び調整を行っておりますので、地域計画ができ次第、順次、縦覧移行の手続を行ってまいります。またその時期になりましたらこのように農業委員会にも意見聴取を行いますので、その際はよろしくお願ひいたします。

次のページ以降なんですかけれども、次のページというか添付資料。

○議長：封筒に入っていた分です、厚い、クリップで留めてある。地域ごとのものです。

○農政担当：地図がついている資料になります。皆さん、よろしいでしょうか。一番上に地域計画と書いておりまして、何枚かめくっていただいくと、このような色付きの地図がついている資料になります。こちらがこのたび3月31日に公表予定の9地区の地域計画と目標地図になっております。地域計画では、地域内の農業を担う者を記載することになっております。お手持ちの資料で、まず2枚めくっていただきまして、地域内の農業を担う者一覧というものがあると思います。こちらに農業を担う者と記載されておるところですけれども、こちら、市のほうに提出していただいている資料にはお名前がきちんと記載されておりますけれども、公表に当たっては個人名を伏せて番号で表記を行います。そして、この番号に沿って、こちらの目標地図には先ほどの農業を担う者の番号を表記して、耕作者ごとに色分けをしております。この地図のほうで灰色になっているところにつきましては、まだどなたが農業を担っていくかというのまだ決まっておりません。継続協議という形になっております。

今回はこの9地区について意見聴取を行わせていただきますけれども、残りの地区につきましては、令和7年度におきまして継続して協議を行っている地区、または地域計画の変更を行う地区につきましては、今年度と同様に、目標地図を作成後に縦覧と意見の聴取を行いまして、JA筑紫、農地中間管理機構、農業委員会の意見聴取を行った上で、地域計画の公表を行う予定としております。

簡単でございますが、これで説明を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。

皆様方におかれましては、地域計画の策定に当たり、各集落に出向いていただきまして、本当

にありがとうございました。全部は一遍には出てきませんでしたので、引き続きまだやっていくという形になります。今日お手元にありますこのつづってある分、これが縦覧に今、回されている分でございますので、この分だけが先に公表されるという形になります。あと、残りにつきましても早急に進めていきたい。といいますのが、中山間地域の問題が一番大きいんですが、補助金のつながりが出てまいりっておりますので、順次また増えてくる可能性もあります。これをしておかないと補助金をやらないよとかですね。ですから、早々に進めてまいりたいと思っております。説明は全地区、農用地区域のある地域につきましては終了いたしておりますので、あと事務局なり委員さんにもつながりながら、地元にぜひ早く出しましようという話を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局のほうからも何かあれば。

○事務局：今、会長のほうからも話がありましたように、今回、中山間地域を直接、補助金の関係とか影響がございましたので、特に、市と事務局、連携して地元のほうに働きかけた経過があります。

今回、まだ多面的機能支払交付金関係、補助整備をしているような西小田馬市とか、あと阿志岐、吉木とか、そういったところにつきましては今回まだ出てきているところ、出てきていないところ、ばらばらですけれども、7年度以降に必要であればまた集落のほうに説明会なりに入つていって、策定に結びつけていきたいと思っております。またその際は農業委員会、それから市等、あと関係機関等連携してやっていきたいと思いますので、また御協力のほどよろしくお願ひします。

○議長：それでは、本件に対する御意見等がある方はお願ひいたします。

今までに農業委員会としてこういったことをした経過というのは非常に少ない状況でございます中で、皆様方頑張っていただきまして、どうにかこれ、前段が、一段目が出来上がりましたということをございます。

ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、ございませんようですので、これより採決を行います。

本件について、意見なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

ただいまの件で定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして令和7年第3回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。